

令和5年台風第7号農産物風評被害対策事業費補助金交付要綱

制定 令和5年8月31日第202300136128号
一部改正 令和5年9月29日第202300168614号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、令和5年台風第7号農産物風評被害対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和5年台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨により被害が生じた県産農産物について、農業者、農業法人、生産組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会鳥取県本部等が行う風評被害を防ぐための販売促進等の取組を支援し、販路の拡大並びに生産者の経営安定及び収入向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）又は第5欄に定める額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第3号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

- 第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、販売促進事業及び価格差補填事業に当たっては所轄の地方事務所の長に、また援農事業及び園内道等復旧事業に当たっては生産振興課長に提出しなければならない。ただし、販売促進事業及び価格差補填事業において事業実施主体が農業協同組合及び全国農業協同組合連合会鳥取県本部等の場合は、生産振興課長に提出しなければならない。

（雑則）

- 第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和5年8月16日から適用する。
- この要綱は、令和5年9月29日から施行し、令和5年7月14日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な 変更
令和5年 台風第7 号農産物 風評被害 対策事業	販売促進事業	農業者 農業法人 生産組織 農業協同組合	令和5年台風第7号により被害が生じた県産農産物の風評被害を防ぐために要した販売先・消費者に対する販売促進活動費（旅費、宿泊費、会議費、試食宣伝費（人件費、交通費）、チラシ等消費宣伝資材作成費等）	1 / 2		補助金の 増額
	価格差補填事業	全国農業協同組合連合会鳥取県本部 等	加工用として取引された令和5年台風第7号により被害が生じた落下梨等の販売単価と、青果用平均単価との差額			
	援農事業	農業協同組合 生産組織	令和5年台風第7号により被害を受けた農業者の災害復旧を支援するため、援農に要した経費（交通費、作業道具等消耗品費（飲料水及び弁当代含む））		交通費： 500円／日	
	園内道等復旧事業	農業者 農業法人	令和5年台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨により被害を受けた果樹園等の農地において、生産者自らが出荷に向けた園内道等の復旧作業のために要した経費（人件費、交通費、作業道具等消耗品費（飲料水及び弁当代含む）） ※1 収穫作業の実施が困難な甚大な被災果樹園等に限る。 ※2 補助対象とする期間は、発災翌日から1か月間とする。	定額	人件費： 7,200円／日、 900円／時間	